目的税(入湯税・都市計画税)の使途に関する説明書

1 入湯税

入湯税は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、課税するものとされている。館山市においては、地方税法に基づく館山市市税条例の規定により、鉱泉浴場における入湯に対し一人一日150円(宿泊を伴わない場合は50円)を課税しており、平成24年度決算における収入済額は、2、643万5千円となっている。

一方,入湯税を充当すべき事業については,環境衛生施設整備事業,消防用建物整備事業や消防自動車整備事業などの消防施設整備事業,観光地整備事業や観光イベントの開催などの観光振興事業があり,平成24年度決算における事業費総額は、3億5,336万3千円となっている。これらの事業に対し、入湯税として収入した2,643万5千円を充当し、環境衛生施設及び消防施設整備の充実と観光振興を図ってきた。

(1) 平成24年度入湯税について

(単位 千円)

款	項	予算現額	収 入 済 額
1 市税	9 入湯税	20, 230	26, 435

(2) 平成24年度入湯税充当事業について

(単位 千円)

			財	財源		内	訳
事 業 区 分	事 業 内 容 等	事業費総額	国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	うち入湯税
環境衛生施設整備事業	一般廃棄物処理施設の整備を行い, 廃棄物処理に努め た。	121, 979	0	0	65, 612	56, 367	3, 541
消防施設整備事業	消防車両,消火栓及び消防団詰所等の整備を行い,消 防力の充実を図った。	67, 813	11, 399	33, 200	0	23, 214	1, 459
観光振興事業	観光施設整備や観光イベントの開催などの観光振興事 業を行った。	154, 131	26, 103	11, 400	10,000	106, 628	12, 044
観光振興基金へ積立	観光振興に資する事業の財源とするため,館山市観光 振興基金へ積立を行った。	9, 440	0	0	49	9, 391	9, 391
合	計	353, 363	37, 502	44, 600	75, 661	195, 600	26, 435

(参考)入湯税を積み立てている観光振興基金の平成24年度取り崩し額は1,000万円で,元気な館山観光支援事業補助金に充てた。

2 都市計画税

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業に要する費用に充てるため、課税することができるものとされている。館山市においては、地方税法に基づく館山市市税条例の規定により、都市計画区域として設定された市域全域のうち、農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定により定められた農用地区域以外の区域に所在する土地及び家屋に対して、税率0.3%で課税しており、平成24年度決算における収入済額は、4億9、949万7千円となっている。

一方,都市計画税を充当すべき都市計画事業については、館山都市計画道路事業船形館山港線、館山都市計画下水道事業館山市第1号公共下水道及び過去に実施した青柳大賀線などの都市計画道路事業や、館山駅西口地区土地区画整理事業に係る地方債償還があり、平成24年度決算における事業費総額は、5億639万1千円となっている。これらの事業に対し、都市計画税として収入した4億9、949万7千円を充当し、都市基盤の充実と高質な生活環境の創出を図ってきた。

(1) 平成24年度都市計画税について

(単位 千円)

款	項	予算現	額	収	入	済	額
1 市税	10 都市計画税		485, 931				499, 497

(2) 平成24年度都市計画事業について

(単位 千円)

都 市 計 画 事 業 の 種 類	事 業 内 容 等	都 市	計 画	事 業	に 要	した	経 費
		事業費総額	財		源	内	訳
及 び 名 称 等			国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	うち都市計画税
館山都市計画道路事業 船形館山港線	船形館山港線(仮称:船形バイパス)の道路設計業務等を行い、都市計画道路事業の推進を図った。	37, 289	0	0	0	37, 289	36, 781
館山都市計画下水道事業 館山市第1号公共下水道	館山市下水道事業特別会計に対し繰出しを行った。	332, 263	0	0	0	332, 263	327, 740
過去に実施した青柳大賀線などの都市計画道路事業 地方債償還(一般会計分)		136, 839	0	0	0	136, 839	134, 976
合	計	506, 391	0	0	0	506, 391	499, 497